

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年7月13日(木)
午前10時57分 開会 午前11時30分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 徳 永 雅 博 (副議長)
古賀 じょうじ	さんのへ あや
川 北 直 人	吉 田 要
石 川 邦 夫	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真 一 郎
庶 務 係 長 藤 田 京 子	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 田 中 直 輝
議 事 係 員 藤 井 真 章	調 査 主 査 野 村 領 作

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 12 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 政治倫理条例に関する条文構成(例)について
- ・資料2 23区の導入区における政治倫理基準の例について(墨田区・北区・新宿区)
- ・参考1 江東区議会議員政治倫理条例の制定に向けたスケジュール案

午前10時57分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、第2回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 では、早速議題に入ります。

協議事項1「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、一括で参考1から御説明させていただきたいと思います。

参考1を御覧いただきます。

本資料は、前回の検討会において御提示した資料となります。本資料に基づき、前回、政治倫理条例の制定スケジュールと区民意見募集の実施の必要性について御協議いただきましたが、持ち帰り検討とされておりましたので、改めて御協議をお願いしたいと存じます。

次に、資料1を御覧願います。

政治倫理条例に関する条文構成(例)について御説明いたします。条例制定に当たっては、条例の内容について、ある程度たたき台をお示しした上で御協議いただくことが効果的と考えてございまして、会長と御相談の上、本日事務局にて、他自治体等を参考にした条文構成例を資料として準備させていただきました。

1、主な条文項目ですが、23区で2区以上、または全国的に多くの自治体が条文に取り入れていると言っている項目を1としてまとめさせていただいております。

下段の2、その他の検討項目ですが、23区の中で3区制定しているわけですが、そのうちの1区が内容を盛り込んでいるといった内容、あるいは制定している区がなく、全国的に規定している自治体もあれば、規定していない自治体もある項目について2に記載をさせていただきます。

資料上、見やすい形でこのような項目分けをさせていただきましたが、1の項目全てを条例に規定しなければならないというわけではなく、また、2の項目についても

議会の判断によって盛り込むことは当然可能でございます。また、資料に記載している項目以外でも、本区議会において独自に定めるべき事項がもしございましたら、条例に盛り込むことは可能でございます。

それでは、各項目についてその概要例について御説明いたします。

1の目的は、政治倫理条例の目的を規定するものです。

2の議会の役割は、議会が果たす役割について規定をするものです。

3の議員の責務は、議員が区民との信頼関係のために果たすべき責務を規定しているものでございます。

4の区民の役割は、政治倫理の確立には、区民の理解と協力が不可欠であるため、区民の役割を規定するものでございます。

5の政治倫理基準は、条例の骨格となる部分であり、議員が遵守すべき行動規範を規定するものでございます。なお、真ん中の概要例には、23区のうち、政治倫理条例を既に制定している北区、新宿区、墨田区の3区において定めている基準の概要を記載させていただきました。この基準については、各自治体によってレベル感や内容が異なっており、本区においても今後議論の中心になってくる項目と考えてございます。

続いて、6の兼業の報告義務は、議員の兼業等の実態について報告させ、不正を抑制するための規定でございます。

7、住民・議員の調査請求は、政治倫理基準等に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものでございます。こちらにつきましても、3区の状況を例に記載させていただきました。3区とも議員定数の8分の1以上の議員とし、一定数の区民の連署をもって調査請求することができるとしております。この8分の1以上というのは、地方自治法第135条の2の懲罰の動議に準じて定めていると考えられます。

8の政治倫理審査会は、住民または議員からの調査請求がある場合に、調査や審査を行う審査会を設置するため、規定するものでございます。墨田区は特別委員会を設置、北区や新宿区は審査会を設置し、委員については、議員のほか、区民や識見を有する方に議長が委嘱するという形が取られております。

なお、右側の米印で記載のとおり、議員のみで構成する審査会を設置し、必要に応

じて外部有識者に調査をさせている自治体もございます。この審査会を議員のみとしている理由といたしましては、議会は合議制の機関でございます、議会が第三者機関を設置することを地方自治法は想定していないとの理由から、審査会は議員のみとし、自治法の第100条の2の専門的な知見の活用の規定により、学識経験者等に審査を依頼するといった形を取っている自治体がございます。

いずれにいたしましても、本区において審査会を設置するとした場合には、この審査会の在り方についても協議を進めていく必要がございます。

次に、9の議会の措置は、議員に政治倫理基準違反があると認めた場合の措置について規定するものでございます。こちらも3区の状況を例に記載させていただきましたが、北区、新宿区は必要な措置を講ずるとしており、墨田区は具体的な措置内容についても定めてございます。

続いて、下段の表、10の請負等の制限ですが、議員は、地方自治法第92条の2において、一定の条件により、自治体に対して請負をすることが禁止されておりますが、こちらの項目は、法律に禁止されている事項以外についても区民の疑惑の念を生じさせないようにするため、請負を辞退するよう努めるといったところを規定しているものでございます。

11の指定管理者の指定辞退は、10の請負等の制限と同様に、議員が役員等となり経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう努めることを規定するものでございます。

12の依頼等の記録義務は、議員が職員に対し、口頭または文書により要望し、または依頼をしたときには、その内容の記録を提出しなければならないといったものを規定するものでございます。

13の資産公開は、議員の資産等を公開することにより、公正性を確保するための規定となっております。

14の問責制度は、犯罪等で逮捕、起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するものでございます。

以上が各自治体等を参考に整理した項目でございます。

続いて、恐れ入ります、資料2を御覧ください。

こちらは資料1の項目5に記載させていただいた政治倫理基準の3区における条文を参考にまとめさせていただいた資料となります。先ほど申し上げましたとおり、こちらの基準については今後協議のメインになってくるかと考えてございます。

本区においては、前期の汚職防止対策等検討会にて契約に係る遵守事項を設けております。また、区側においては不正行為防止の観点から、一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱い規定を新たに定めている状況でございます。本区での基準制定に当たっては、これらの規定等と整合性を図りながら、盛り込むべき事項について協議を進めていく必要があると考えてございます。

長くなりましたが、資料の説明は以上となります。なお、本日様々御説明させていただきましたが、まずはどの項目を盛り込むか等について御意見、御協議をお願いしたく考えてございます。

以上でございます。

○山本香代子会長 ただいま事務局から様々な説明がありましたが、まず初めに、持ち帰り検討となっております、制定に向けたスケジュール及び区民の意見聴取の必要性について、御意見をいただければと思います。

○川北直人議員 まず、1点目の区民の意見聴取ということにつきまして、あらかじめ案が固まった段階で区民から御意見を伺うことは有益ではないかと思っております。

それから、スケジュールにつきましては今資料のほうにありましたとおり、令和5年度中の制定を目指すという下での今年度中の制定を目指すことについて、了承したいと思っております。

○吉田要議員 まず、その区民意見に関しては、うちの会派でも、やはり広く意見を受けるといいことなんじゃないかということで、前提、それでいただきたいなと思っております。

それから、スケジュールに関してなんですが、もちろん今年度中の制定をなるべくスピーディーを目指すというのは大前提で、そうあるべきだという考えの下なんですが、この各回のやはり検討会というのは、本当に大切な議論というのは丁寧にやっていくべきであると意見もございました。

3月の1定の条例の議決は、大前提を目指すべきではあると思うんですが、中身に

関して、柔軟に慎重に検討していくというのは大切であると、そういう意見も出ておりますので、1定ありきではないということは意見として述べさせていただきます。

以上です。

○石川邦夫議員 我が会派も、区民意見の募集に関してはしっかりこうしたものを区でも議会でも取り組んでいる部分の周知も含めた形では、ぜひ行おうべきと考えています。

さらにスケジュール案、前回も話をしましたが、1定で条例の議決を目指していくことはいいんですけども、現実、中身のものを単に現実もやらなきゃいけないから、これで打ち切りとかそうしたことがないように、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。

その中でちょっと1点、提案をさせていただきます。様々いろいろなところに出てくる政治倫理条例、いろいろな確認をさせていただいている中で、豊島区が非常にまだ議決されてないと思うんですけども、様々検討していただいた結果の報告が結構80ページぐらいにわたって、今、ホームページにアップをされています。

この中で一番ちょっと大きなものが、第1回のこうした検討をスタートする前に議員研修会を行っています。これは、政治倫理についてということで、有識者のこうした講演を行って、それから、現状としてはこの条例の検討に入っています。

今後、先ほど次長からもちょっとありました報告の中で言いますと、政治倫理基準、一番大きなやっぱり基になるところなんですけども、ここの議論を進めていく中で考えていくと、各会派での要は線引きがやっぱり違ったりとか、そうしたものがあるので、江東区議会としてもぜひ研修をどこかで、日程的なものに関してもかなり3定、4定、非常に間が少ない部分もあるんですけども、こうした政治倫理についての議員研修に関しては、しっかり江東区議会としても行って、それである程度倫理に対しての線引きをしっかり同じ見解を持つ中で議論を進めていくべきと思っておりまして、こうした議員研修に関しては、しっかり取り組んでいただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○事務局次長 議員研修につきましては、すみません、今回ちょっとまだ資料が整ってないため、また次回御報告させていただこうかなと思っているんですが、事務局の

ほうでは倫理条例の制定の内容というよりも、どちらかという区議会議員の個人の倫理意識の向上を図るといったところももう1つ、取り組まなければならない項目としてございましたので、そちらの方向性で、今例えば議員に求められるコンプライアンスはどのようなものなのかとか、あとは議会としての個人情報保護や情報セキュリティ、あるいはハラスメントの防止など様々なそういった取組が必要になってきますので、ちょっとこれらの項目については、今こういった形で研修できるかというのを専門の機関と調整しているところなんです、こういったところをできれば事例等を用いながら、ケースワークとかも含めまして研修を実施できればどうかと今考えておりまして、今ちょっと内部で調整を進めているところでございます。

なお、実施の時期ですが、先ほど石川幹事長のほうからも御指摘いただきましたが、ちょっと夏場、全協等が使えないという関係上、3定と4定の間、あるいは3定と4定の間どうしても日程が組めないようでしたら、年明け等々を目途にこういった研修をできればと考えてございます。

政治倫理条例の内容の、豊島区議会の検討状況というお話もございました。事務局としても、この豊島区議会の検討状況の内容ももちろん含めた形で、今回こういった形の条文の項目等々を整理した上でお出しをさせていただいている状況でして、講師によってもどこの条文を入れるべきだ、項目を入れないべきだというところが、意見がいろいろ分かれているといった状況もございますので、そういった部分を踏まえながら、これらの条文項目の整理について、今後御協議をいただければと考えてございます。

以上でございます。

○石川邦夫議員　状況は大体分かりますが、政治倫理の今後の確立、こうしたものをちょっと含めていくと、単なる条例をつくってオーケーではなく、やっぱり様々議員自体のコンプライアンスも上げていく中で考えていくと、議員研修に関しては、政治倫理についてというのが豊島区で行われた研修会、江東区として準備しているのは、議員の質をちょっとしっかり上げていくような、こうしたものでございましたけども、ぜひ1月だとある程度方向的には、このスケジュールで見えていくと結構もうかなり議論が進んだ中でものになっていくので、できれば日程的なものは当然あるんですけ

ども、早めの時期にぜひ議員研修を行って、こうした内容も加味をしながら、いろいろやっぱり政治倫理基準に関して決めていくべきではないかと思っております、こうしたものも日程ありきではなく、様々こうしたものも含めて、ぜひスケジュールに関しては調整をぜひお願いしたいと思います。

これは要望として、話をさせていただきます。

○大嵩崎かおり議員 前回は意見は述べさせていただいているんですけども、区民意見の聴取というのは当然やるべきことだと思います。それから、今年度中の制定を目指すということで、やっぱり基本はそれで進めるべきだというふうには思っております。

ただ、今、石川議員やほかの議員の方からも出ているように、議論を進めていく上できちんと十分な議論が行われるということが大前提だと思っておりますし、それから、やっぱり認識を一致させる、ただつくっただけではつくっただけということになってしまうので、やっぱり議員の認識も一致させながら進めていくというのが大事なかなと思っております。事務局の皆さんもいろいろ準備が大変かとは思いますが、せっかく、やっぱりつくってしまったら、何か何となく棚の上に置いておくという感じになってしまいがちなので、この議論を進めるのと並行して意識を高めていくという取組が必要かなと思っておりますので、その辺よろしくお願いします。

○さんのへあや議員 前回の検討会でもお伝えしたとおり、区民意見の聴取は必須と考えております。令和5年度中の制定を目指すというところも、前提に進めていくところには賛同させていただきます。

ただし、ほかの議員からも御意見があったように、区民の方の意見を聴取する際には十分な時間をかけて、そういったものを反映させるですとか、議員一人一人に対して理解を求めていくという上で研修が必要なかどうか、その時間をかけて周知をしていくという上では、令和5年度中の設定ありきではない議論の進め方というところを求めたいと思います。

以上です。

○古賀じょうじ議員 我々維新の会としても意見聴取というのは大変賛成しているところでございます。プラスというところなんですけれども、先ほど石川議員がおつ

しゃっていた議員研修というのもありますし、前回の会議でも私のほうから発言させていただいたケーススタディーというのがありますけれども、恐らく行政、理事者の側も今試行錯誤の段階にはあるんじゃないかなと思っています。

そういった中で、やはり何らかの基準、見える形にしていかなきゃいけないんじゃないかなと。どこまでやっていいのか、どこまでやってはいけないのか、恐らく条例だけではあやふやな部分が出てくると思いますので、何らかのやはり明文化といいですか、もうちょっと実務に即したものをつくっていくべきではないかなと思っています。

以前であればベテラン議員の方々など、どこまで押していいとか、その辺りは議員の方の力の見せどころというところだったと思うんですけども、今回その反作用というのが今回の事件として出てきたわけですから、やはりもうちょっと踏み込んだ形で我々議員自身が認識できるように、議員の研修なり、ケーススタディーなり、もうちょっと基準というものが具体的に見えていくようにしていってきたいと考えています。

以上です。

○山本香代子会長 今日皆さんの御意見をお聞きしたところ、まず、区民の意見聴取に関しては、皆さんこれをやるべきだということで、きちんとそういう形で、またある程度周知の期間をしっかりと設けながら進めていきたいと思っています。

また、スケジュールのほうなんですけども、当然今、スケジュール案を踏まえつつ、ただ、検討状況によっては少し時間をかけていかなければいけないという判断をしなきゃいけないところもあるかと思っていますので、それはしっかりまたこのスケジュールどおりやらなきゃいけないんじゃないじゃなくて、一応あらかじめスケジュールはこういう形で決めてありますけども、あくまでも検討状況によってしっかりそれは皆さんとお話ししながら進めていきたいと思っています。

その中で、提案がございました議員の研修会を並行してやっていって、私たちの意識改革もそうなんですけども、また、条例、条文をつくるに当たって、やっぱり皆さんにもきちんとどういった形の政治倫理の基準をつくる、今基準は先ほど次長からも説明があったけども、これは結構時間がかかるのかなと思っています。ここも皆さんと協

議を重ねながら進めていきたいと思えます。

そういう形で、まず意見聴取は皆さん進めていくべきだということでオーケーで、もう1つのスケジュールは先ほど私が申したとおり、今、ざっくりとしたスケジュールは出ていますけども、しっかり内容によっては時間をかけて進めていくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 そのように進めさせていただきます。

そして、続いて、先ほどちょっと触れた条文の構成の例なんですけども、先ほど事務局から説明を受けて、各会派、御意見、今の段階でありましたらお聞かせください。

○吉田要議員 各項目、たくさん重要になるなというのが上がっております。それから23区の例が出ていて、確かにいろいろな区で議員の不祥事があった区、記憶している事例もあります。そうしたところから出てきた倫理の基準というようなものが反映されています。

やはり江東区議会としても、これまでの反省を踏まえた実効性のある倫理条例を制定しなければいけないので、この項目というのはきちんと時間をかけて会派の中でも議論したいので、一度預かりで、これは持って帰らせていただいて、また次回以降、しっかりどういう項目を上げるべきだというのはまた発言させてください。

○石川邦夫議員 今日、ある程度項目の内容に関しては事務局で様々調べていただいて、ある程度まとめていただいています。次回は8月の末頃ですかね、後で多分出ると思うんですが、現実そこまでの提出だと、結局次回もなかなか議論が進まない状況を考えていくと、7月の末頃までに1回各会派で持ち帰って内容をちょっと精査し、基本的にはそれで決定ではなく、こうしたものが、議論が必要という形でちょっと上げていただく形で行ったらどうかなと思っています。

下のほうで、いろいろな区がやっているのが上、下は多分1区だけの取組だと思うんですけども、でも1区を取組でも重要だなと思うものに関しては入れる入れないではなく、議論の俎上としてこれをぜひ行うべきとか、様々なところでやっぱり見えていくと資産公開、非常にほとんどのところがあんまり入れてない、こうした中でありますけども、でも、やっぱり見ると、特に豊島区のほうも議論はしている状況を考えて

いくと、条例に組み込む、組み込まないではなく、議論としては必要かなと思って、そうしたものをぜひ各会派でこれ以外に載ってないところも含めて、少しこうしたものをちょっと議論としては入れるべきとかというのを聴取してやっていくと。それを7月の末とかでそれをまた事務局でまとめてもらって、次回の検討会で少し内容として進めていくと、現状としてはいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○事務局次長 まさに次回、協議に当たっては各会派がどういう御意見、御要望を設けているかというところをやはり参考にしながら協議を進めていく必要があると思います。会長とも先日ちょっと御相談させていただいたんですが、事務局といたしましても、やはり各会派の意見を次回の協議の前にいただければと考えてございまして、8月の末を、予定で言いますと会長と相談して、25日金曜日の午後1時からということで今調整を進めさせていただければと考えているんですけども、8月下旬になりますので、8月上旬ぐらいまでに事務局のほうに御意見をいただいて、今後それを事務局で取りまとめて、次回、より深い御協議をいただければと考えてございます。

以上でございます。

○古賀じょうじ議員 先ほども冒頭の次長からの御説明で、区が既に設定している分の整合性ということをおっしゃっていたんですけども、基本的にはもう江東区が入れ込んでいる分は、この我々のつくる条例案のほうでも入れ込むというふうな、それはもうベースになっているということによろしいのでしょうか。

○事務局次長 具体的な政治倫理基準については、もちろんこの検討会において各会派の御意見等をお伺いしながら構築していくべきと考えてございますが、まず、その前提にやはり区側との整合性というのを図っていかなければならないかなと考えてございます。

ただ、条例でございますので、例えば区の定めている細かな内容をなかなかこの条例に組み込むというのは難しいと思います。そういったものを包括した形で、何かしらこういった具体的な条例の構成というのは、検討していったほうがよろしいかなというふうには考えてございます。

また、その条例の内容で細かい部分、さらにその条例の項目で想定している細かい部分というのは、また、それはそれで別で議会と区のほうでいわゆる協議を進めなが

ら積み重ねていく必要があるかと考えてございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 この政治倫理条例にどういう内容を盛り込むのかということについては、ここの資料にもあるように、各自治体、様々になっているわけですが、目的は当然ですよね、条例です。それから、役割、責務、政治倫理規定、住民・議員の調査請求、これもほぼ全ての自治体が入れていると。あと政治倫理審査会や議会の措置というところ、上の主な条文のところについてはほとんどの自治体で入れているということで、あと下のほうの項目をどうするかというところがやっぱり議論が必要なのかなというふうには思っているわけですが、資産公開、議員本人だけにするのか、家族も含めてのところにするのかとか、請負もどうするのかというところは議論が必要だなと思っています。

だから、今日なかなかどの項目を入れるかというのは、やっぱりちょっとすぐには難しい問題なので、今提案があったようにその前に各会派の意見、だから、ここに示されているもののほかにもあれば、こういうのも入れるべきだということも含めて、ちょっとその辺はあらかじめ出した上で議論をしたほうがやりやすいのかなと思います。

○さんのへあや議員 条文構成の例については御提示いただいたものも含めて、十分に考察するお時間をいただきたいので、改めて8月上旬に意見を取りまとめていただくということに賛成です。

○山本香代子会長 よろしいですか。これは本当に条文項目もたくさんあって、どういう形にするかというのはこの場で今決めるというよりは、皆さん各会派、持ち帰っていただいて、また、御意見等については事務局にお伝えいただきたいと思います。

先ほど予定は、次の会は8月25日を予定しているんですが、その前の8月上旬ぐらいいまでに、そういった改めて協議を深めたいとか、そういったものがあるような、これはこうしたほうがいいんじゃないかというのが何かあったら、8月上旬にまずは事務局のほうにお伝えいただきたいと思います。

その件についてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 事務局から何かありますか。いいですか。

それでは、各会派の意見については、8月中旬までに事務局にお願いいたします。
以上で本件を終了いたします。

◎議題2 その他

○山本香代子会長 次に、協議事項2「その他」を議題といたします。

各会派の皆様から何かございますか。

○川北直人議員 先ほどの議論の中でもありましたけど、議員研修のことなんですけど、今、事務方としては全協の使用を前提にお考えになられているかと思うんですけども、会派の人数が多くなればなるほど、この倫理条例の方向性を会派として定めていくことも非常に議論が、時間も含めて必要だなと個人としてちょっと思っています。

やっぱりこの6会派が、5会派、無所属のさんのへさん含めて、この検討会の中で一致するところをつくっていくということになると思うんですが、その背景には全議員のやはり認識がそろっていかないといけないなと思うと、議員研修の重要性は非常に高いなと思っています。

何を言わんかとするとな全協を前提としてなくても、例えば文化センターとかそういったところが使えるのであれば、一度、温度感を合わせていく上では、全協が使えない期間は駄目ですねということを前提でなくて考えてもいいんじゃないかなと思っています。場所の問題です。

○事務局次長 全協を前提に検討させていただきましたが、ほかの場所での研修について開催可能かどうかについては、事務局のほうでも確認を取ってまいりたいと考えています。また、研修となりますと先方の講師の都合であるとか、こういったところの研修をやっていくのかという議論もやはりこの検討会で行っていただく必要があるかなと思っています。

一応、次回8月にそういった研修の方向性というか、そういったところを取りまとめてお出ししようかなと考えてございまして、そうなりますとちょっと3定に向けての取組が各会派、そういったところに注力していく必要もあるかと思っておりますので、そ

ういった日程等につきましては、また改めて今の御意見をいただいた上で、会長とも相談させていただいた上で御調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本香代子会長　よろしいですか。ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　では、以上で本件を終了いたします。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　本日の案件は全て終了いたしましたので、検討会を終了いたします。なお、次回の検討会は8月25日金曜日、午後1時より開催させていただきますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時30分　閉会